

広島県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和四年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市総領町五箇字意加美一〇三六の一、一〇三七の二、一〇五九、一〇六〇、総領町中領家字小迫五二三、五一七六、五一七八、五一八一から五一八四まで、五一八五の一、字稻本五一七一の一、五一七二の一、五一七二の二、五一七三から五一七五まで、字宮本四九五の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)